

五月一日から一か月間全国一斉に「赤十字社員増強運動」が展開されます。

この運動は、すべての人々が赤十字事業を理解し、個人はもろろん会社・団体等の法人にも赤十字社員に加入していただく運動です。

特に、日赤は法に基づく特殊法人で社員をもって組織さ



日赤社員募集

(運動月間5月1日～31日)

れており、社員が赤十字を支える大きな柱であり運営の基盤でもあります。

社員が納入された社資によって、災害救護事業をはじめ医療・血液事業、奉仕団活動、社会福祉援護事業その他の事業をおこなっています。

どうか、この運動の趣旨をご理解のうえ、赤十字社員に加入していただきますようお願いいたします。

なお、後日嘱託員さんを通して募集をおこないますのでご協力をお願いします。

三隅町戦没者追悼式

さきの大戦において、戦陣に散り戦禍にたおれられた417人のご冥福をお祈りするため、『三隅町戦没者追悼式』を来る5月18日午前10時30分から、農業者トレーニングセンター多目的ホールにおいて行います。

ご遺族の皆さんのご出席をお願いいたします。



▶平成4年5月19日追悼式

国保コーナー

お問い合わせは

環境保健課

☎ 3-1900

自己負担額が60,000円から63,000円に
5月1日から高額療養費が改正されます。

<p>1 自己負担限度額 63,000円 (住民税非課税世帯35,400円)</p>	<p>2 同じ世帯で、1か月に30,000円(住民税非課税世帯は、21,000円)以上の支払いが複数ある場合は、合算して、1世帯で63,000円(住民税非課税世帯は、35,400円)が負担限度額となります。</p>
<p>例 70,000円を病院等で支払った場合 70,000円 - 63,000円 = 7,000円 高額療養費7,000円が支給されます。</p>	<p>例 母親Aさん30,000円を病院等で支払った場合 子どもBさん40,000円を病院等で支払った場合 合算されます。 (30,000円 + 40,000円) - 63,000円 = 7,000円 高額療養費7,000円が支給されます。</p>
<p>3 同じ世帯で、負担限度額を超過する支払いが、12か月の間に4回以上あったときは、4回目からの負担限度額は37,200円(住民税非課税世帯は、24,600円)になります。</p> <p>例 70,000円を病院等で支払った場合 1回目から3回目までは前記①の計算例により、4回目から、 70,000円 - 37,200円 = 32,800円 高額療養費32,800円が支給されます。</p>	<p>4 長期にわたり、高額な治療の必要な病気で厚生大臣が指定する血友病、または慢性腎不全で人工透析の治療をうけた場合には、高額療養費の支給対象額は1か月1万円を超える額となります。対象者は特定疾病療養受療証の交付をうけてください。</p>

みなさんが、病気やけがでお医者さんにかかり、医療費が一定額以上になった場合、自己負担を軽減するために、高額療養費が支給されます。支給基準は左表のとおりです。